

学 振 養 第 1 6 8 号

令和 4 年 1 月 6 日

特別研究員 各位

独立行政法人日本学術振興会

理事長 里 見 進

(公 印 省 略)

研究奨励金及び特別研究員奨励費以外の資金援助に係る取扱い
の特例について (通知)

「日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引 (令和 3 年度版)」及び「日本学術振興会特別研究員-CPD (国際競争力強化研究員) 遵守事項および諸手続の手引 (令和 3 年度版)」(以下、「本手引」という。)においては、研究奨励金及び特別研究員奨励費以外の資金援助について、一定の受給制限を設けているところです。

他方、令和 2 年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、特別研究員としての活動にも影響が生じていることを考慮し、このたび、本手引の特例として、下記の資金援助を受けることを認めることと致しました。

なお、本取扱いは、令和 3 年度末までに受給する資金援助に限りますのでご留意願います。

記

- ・ 国、地方公共団体、受入研究機関等が実施する新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済支援

以上

(本件担当)

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1 (麹町ビジネスセンター)

独立行政法人日本学術振興会人材育成事業部研究者養成課

【特別研究員事業担当】

電話 : 03-3263-4998 E-mail : yousei3@jsps.go.jp